

No.	質問	回答
1. 助成対象者について		
1	助成対象者は誰か。	・大分県小児慢性特定疾病医療受給者の3親等以内の方になります。 例) 父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母 等
2. 助成要件について		
1	助成要件は何か。	・大分県小児慢性特定疾病医療受給者が当該疾病治療のために7日以上 の長期入院していることが要件です。
2	入院日数の数え方は。	・入院した日と退院した日を含めて数えます。 例) 入院:5月3日 退院:5月12日 の場合 ⇒ 入院日数:10日
3	いつからの入院が適用か。	・入院日数の期間については定めはありません。 ・ただし、対象となる宿泊は令和5年4月1日からの宿泊になります。(QA3-2)
3. 対象経費について		
1	対象となる宿泊料とは。	・対象者1名分の室料(宿泊税含む)。 ・室料と別に課される食事料、入湯税は対象外になります。
2	対象となる宿泊日は。	・令和5年4月1日以降に宿泊した費用から対象になります。
3	対象となる宿泊施設は。	・旅館業法に基づく宿泊施設での宿泊が対象です。 ・親戚、友人の家に宿泊した場合は対象外になります。
4. 申請について		
1	大分市で小児慢性特定疾病医療費を受給している場合は申請できるか。	・大分市で受給されている方は、大分市への申請になります。詳細は大分市保健予防課(097-535-7710)にお問合せください。
2	申請書類はどこで手に入るか。	・大分県HP (https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/shomantukisoishien.html)に掲載していますので印刷してご利用ください。
3	7日以上入院していたことが分かる書類は何を添付すればよいか。	・病院名、患者名、入院期間の記載があるものの添付をお願いします。 例) 請求書
5. 助成金の振込について		
1	申請後いつ頃に振り込まれるのか。	・申請書の受付後、内容を審査し、概ね1ヶ月以内には振込となります。 ・ただし、書類に不備や不足がある場合、追加提出を依頼する場合は、1ヶ月以内で振込まれない場合もあります。 ・また、書類の不備や不足により、助成金を支給できないことがあります。
2	申請者へ振込の連絡はあるのか。	・助成を決定した場合は、交付決定通知書とあわせて、振込時期についてお知らせする文書を申請者あて送付します。